

意匠権	判決年月日	令和元年 7 月 3 日	担当部	知財高裁第 1 部
	事 件 番 号	平成 3 0 年(行ケ)第 1 0 1 8 1 号		
○ 意匠に係る物品を「検査用照明器具」とする部分意匠について、電源ケーブルの引き出し位置は検査用照明器具としての使用態様に大きく関わるから、工場等において製品の傷やマーク等の検出業務に携わる者及びこれらの物品を取り扱う者（需要者）が最も着目する点であり、その点などが相違する引用意匠とは類似しないとされた事例。 ○ 意匠に係る物品を「検査用照明器具」とする部分意匠について、電源ケーブルをフィンの後端から引き出すこととせず、フィンにケーブル接続部分を設けない点に意匠の着想の新しさないし独創性があるなどとして、創作容易性が認められなかった事例。				

（事件類型） 審決（無効・不成立）取消 （結論） 棄却

（関連条文） 意匠法 3 条 1 項 3 号， 2 項

（関連する権利番号等） 無効 2018－880005 号事件， 意匠登録第 1224615 号

判 決 要 旨

1 本件は、被告の有する意匠に係る物品を「検査用照明器具」とする部分意匠の意匠登録について無効審判の請求をし、請求不成立とする審決を受けた原告が、その取消しを求めた審決取消訴訟である。原告は、取消事由として、引用意匠との類否判断の誤り及び創作容易性判断の誤りを主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、原告の請求を棄却した。

(1) 登録意匠とそれ以外の意匠が類似するか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われる。本件意匠に係る物品の需要者は、工場等において製品の傷やマーク等の検出業務に携わる者及びこれらの物品を取り扱う者である。

本件意匠においては、後方部材の後方に電源ケーブルが設けられていないのに対し、引用意匠 2 ではそれが設けられている。電源ケーブルの引き出し位置は検査用照明器具としての使用態様に大きく関わるから、この点は、工場等において製品の傷やマーク等の検出を行う業務に携わる者及びこれらの物品を取り扱う者（需要者）が最も着目する点である。

（中略）需要者が製品の美感を考慮するのは、主として当該製品を購入するか否かを判断する際であると解されることがからすれば、物品の使用時その全体が観察されることがないという点は、上記の認定判断を左右しない。また、本件意匠の支持軸体の直径がフィンの直径の約 5 分の 1 であるのに対し、引用意匠 2 では約 13 分の 10 であり、本件意匠に比べて軸体が太いところに特徴がある。

これらの相違点が共通点を凌駕するというべきであり、本件意匠と引用意匠 2 とでは、視覚を通じて起こさせる美感が異なるものと認められるので、両者は類似しない。

(2) 意匠法 3 条 2 項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内又は外国

において公然知られた形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として，そこからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり，その要件の該当性を判断するときには，上記の公知のモチーフを基準として，当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性が問題となる。

本件意匠は，引用意匠２と対比して，①フィンに設けられたケーブル接続部分の有無，②フィンの枚数，③軸体の太さなどにおいて異なり，①及び③の各相違点において，意匠の着想の新しさないし独創性があり，相違点に係る本件意匠を創作する動機付けは認められないので，引用意匠２に基づいて当業者が本件意匠を創作することが容易であったとは認められない。